

春の全国交通安全運動に伴う

「大洗町交通安全運動町民歩行パレード」の実施について

目的

本パレードは、子どもと高齢者の交通事故防止、シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底、自転車の安全運転の推進及び飲酒運転の根絶を運動の基本として位置付け、「安全で安心なまち大洗」を目指し、関係機関・団体が相互に連携し交通安全を呼び掛けることで、町民一人ひとりの交通安全意識を高め、交通事故防止の徹底を図ることを目的として実施いたします。

実施日 4月14日(木)

14:00 交通安全セレモニーの実施
(大洗文化センター東側駐車場)

14:20頃 パレード出発

パレードコース

大洗文化センター前出発→曲松商店街→永町商店街→
髭釜商店街→大貫商店街→大貫郵便局前まで

参加機関及び団体

水戸警察署、水戸地区交通安全協会、大洗町議会、
大洗町役場、消防団、交通安全母の会、幼稚園・保育所、
原子力事業所、その他各種団体等
(茨城県警察音楽隊・大洗高校マーチングバンド
BLUE-HAWKS)

※大洗文化センター前を出発し、左側一車線を利用し歩
行パレードを行い、商店街を通過して行きますので、
町民の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

問合せ 生活環境課 (内線 241・246)

道路上に張り出している樹木伐採のお願い

沿道の樹木の枝が歩道や車道へと張り出している箇所
が見られます。このため、利用する方々より、通行に支
障があると苦情が多数寄せられております。

張り出した枝等による事故等が生じた場合には、樹木
所有者の責任となります。道路上空へのはみ出しや立ち
枯れ木の倒木・折れ枝の落下、竹林等の繁茂による道路
への飛び出しなどが見られる樹木の所有者の皆さんは、
個人の管理・責任のもと、枝払い・伐採等の処置をとら
れますようお願いいたします。

又、併せて、道路上(側溝の上など)に物を置かない
ようお願いいたします。

問合せ 都市建設課 建設管理係 (内線 251)
生活環境課 生活環境係 (内線 245)

GWのごみ収集日程

月 日	回収する地区/ごみの種類
4月28日(木)	東地区/可燃ごみ
4月29日(金)	休み(昭和の日)
4月30日(土)	休み
5月1日(日)	休み
5月2日(月)	東地区/可燃ごみ
5月3日(火)	西地区/可燃ごみ(憲法記念日)
5月4日(水)	東地区/資源 西地区/不燃ごみ (みどりの日)
5月5日(木)	休み(こどもの日)
5月6日(金)	西地区/可燃ごみ

※5月3日(火)【西地区/可燃ごみ】及び5月4日(水)
【東地区/資源・西地区/不燃ごみ】は祝日ですが実
施をいたします。

問合せ 生活環境課 (内線 243・244)

大洗わくわく科学館

4月イベント開催(科学技術週間)

★4月20日(水)～24日(日)毎日上映!

「第57回科学技術映像祭 入選作品上映会」
(自由参加/参加費無料)

《場所:1階 コミュニティホール》

10:00～11:30 ①内閣総理大臣賞科学技術教養部門受賞作品
『紅』(約17分)

13:30～16:00 ②文部科学大臣賞科学技術教養部門受賞作品
『ガリレオX オリガミと科学の
出会い』(約26分)

★4月23日(土)、24日(日)かんたん工作開催!

13:30～15:00 (自由参加/参加費無料)
《場所:1階 創る部屋》

4月23日(土)「キーホルダーを作ろう!」

4月24日(日)「ブーメラン飛行機を作ろう!」

★4月24日(日)には大洗町の小学生による一日館長!!

問合せ 大洗わくわく科学館 ☎ 267-8989

個人番号カードの交付のお知らせ

個人番号カードは、原則、年齢に関わらずご本人が来
庁して受領します。「個人番号カード交付通知書」のハ
ガキが届きましたら、以下のものをお持ちになり住民課
窓口までお越しください。15歳未満の方には、親権者も
本人確認書類を持ってご同行ください。

持参するもの

①交付通知書(ハガキ) ②通知カード③住民基本台帳
カード(お持ちの方のみ) ④本人確認書類(運転免許
証や旅券など顔写真付きのもの1点。健康保険証、医
療福祉費受給者証、母子手帳、学生証、年金証書、預
金通帳など顔写真付きでないものは2点以上。)

交付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00

臨時交付日時 4月10日(日)、24日(日) 9:00～14:00

なお、交付の際には、暗証番号をご本人に入力してい
ただきますので、あらかじめ、「数字4桁の暗証番号」
と「英字と数字を組み合わせた6～16文字の暗証番号」
を決めておいてください。

混み具合にもよりますが、交付には1件15分程度のお
時間がかかりますので、ご了承の上、お時間に余裕を
持ってご来庁ください。

問合せ 住民課 (内線 112・113)

「ワーク・ライフ・バランス」
を推進する企業を応援します!

県では、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活(家
事・育児・介護、趣味や自己啓発など仕事以外の時間)
の調和がとれていてどちらも充実していること)を推進
する企業を応援しています。

◆(仕事と生活の調和支援奨励金)

県では、育児・介護休業法が努力義務としている休業
制度や短時間勤務制度等を導入し、実際に制度を一定の
期間利用した従業員がいた場合に、中小企業主に対して
奨励金(1人目30万円、2人目10万円)を支給していま
す。奨励金の支給要件など、詳細はお問合せください。

問合せ 県労働政策課 ☎ 301-3635

HP <http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/index.html>